

# 仕 様 書

- 1 本仕様書は、佐伯区内道路危険木伐採その他業務（単価契約）に適用する。
- 2 業務着手時には業務着手届、現場責任者届、実施計画書等を速やかに提出すること。
- 3 施行区域は別添図面の区域とし、発注者からの指示書により実施するものとする。  
指示書の交付を受けた時は、履行期限内に作業を完了させるものとする。
- 4 作業にあたっては、周辺の施設及び家屋等を破損させることのないよう十分注意すること。  
万一破損させた場合は、受注者の責任において誠実に対応し、補修等原状回復を行うこと。  
また、必要に応じて交通誘導員（1日当たり2名以上配置）、保安施設を配置し、一般交通に支障を及ぼさないよう十分な注意を払い実施すること。
- 5 民有地の伐採に伴い発生した廃棄物については、所有者の了解を得て民有地に残置すること。
- 6 伐採における幹周の計測については、対象樹木の直径×円周率で計測すること。
- 7 伐採木は、産業廃棄物処分業の中間処理を有する再資源化施設に搬入すること。  
草、雑木等は広島市ごみ焼却工場へ搬入すること。  
なお、搬入基準を超えるものについては発注者と協議したうえで処分すること。
- 8 業務完了後は、速やかに所定の業務実施報告書に作業写真、実施数量、作業面積計算書（除草のみ）、処分伝票の写しを添えて提出し、検査を受けるものとする。
- 9 本仕様書に定めていない事項については、本市と協議のうえ決定すること。

# 業務位置図

